



2024年11月22日

各 位

会社名 HENNGE 株式会社
代表者名 代表取締役社長 小椋 一宏
(証券コード：4475 東証グロース)
問合わせ先 取締役副社長 天野 治夫
(TEL. 03-6415-3660)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年12月24日開催予定の第28期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2024年9月20日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、当社第28期定時株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第44条(中間配当)を削除する等所要の変更を行うものであります。
- (3) 今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、取締役の員数の上限を10名から14名に増員するものであります。
- (4) 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年12月24日(予定)
定款変更の効力発生日 2024年12月24日(予定)

以 上

(定款変更の内容)

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 <u>2 監査役</u> <u>3 監査役会</u> (新設) 4 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 (削除) (削除) <u>2 監査等委員会</u> 3 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>14</u> 名以内とする。 <u>(2)前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 (2) (条文省略) (3) (条文省略) (新設) (新設)	(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> (5) <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u>
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 <u>(2) 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u> (新設) (新設)	(任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (削除) (2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> (3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>の任期の満了するときまでとする。</u>
第 22 条 (条文省略)	第 22 条 (現行どおり)
<p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を定めるものとし、必要により取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 24 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を定めるものとし、必要により取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
第 25 条 (条文省略)	第 25 条 (現行どおり)
<p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は、取締役の全員が<u>取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
(新設)	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 27 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役はこれに署名または記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役はこれに署名または記名押印し、または電子署名を行う。</p>
第 28 条 (条文省略)	第 29 条 (現行どおり)
<p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
第 30 条 (条文省略)	第 31 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u> <u>第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u> <u>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(3) 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>(4) 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>(2)当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>(2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 40 条～第 41 条 〈条文省略〉</p>	<p>第 6 章 会計監査人 第 34 条～第 35 条 〈現行どおり〉</p>
<p>第 7 章 計算 第 42 条 〈条文省略〉</p>	<p>第 7 章 計算 第 36 条 〈現行どおり〉</p>
<p><u>(剰余金の配当)</u> <u>第 43 条 剰余金の配当は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u> <u>(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(中間配当)</u> <u>第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当を行うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> <u>(2) 当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>(3) 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
(配当金の除斥期間) 第 45 条 配当財産が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
(新設)	<p>附則 <u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 28 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>(2) 第 28 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条第 2 項に定めるところによる。</u></p>